

家庭裁判所の

あらまし



家庭裁判所

目 次

家庭裁判所とは	1	○ 訴えの提起から審理まで	6
家庭裁判所の機構と組織	2	○ 家庭裁判所における主な審理	7
家庭裁判所の取り扱う事件と手続	3	○ 訴訟の結果（判決・和解）	7
家事事件	3	少年事件	8
○ 家事事件とは	3	○ 少年事件とは	8
○ 家事手続案内	3	○ 事件の受理	8
○ 申立て	3	○ 調査の手続	8
○ 審判・調停の手続	4	○ 審判の手続	9
○ 審判・調停の結果	5	○ 処分決定	9
ハーグ条約実施法に基づく		○ 被害を受けた方のための制度	10
子の返還に関する事件	5		
人事訴訟事件	6		
○ 人事訴訟事件とは	6		
○ 人事訴訟と家事調停	6		

表紙 京都家庭裁判所
裏表紙 高松家庭裁判所のモニュメント

家庭裁判所とは

家庭裁判所は、離婚や相続などに関する家庭内の紛争及び非行のある少年の事件を専門的に取り扱う裁判所として昭和24年（1949年）1月1日に誕生しました。家庭裁判所の創設は、戦後の司法改革の中で最も特色あるものと言われています。

家庭内の紛争を通常の訴訟の手続により審理すると、公開の法廷で夫婦、親子等の親族が争うことになり、相互の感情的な対立が十分に解消されないまま終わるおそれがあります。したがって、家庭内の紛争については、まず最初に、訴訟の手続ではなく、それにふさわしい調停や審判といった非公開の手続で、法律を踏まえつつ、紛争の実相に則した解決を図る必要があります。

また、非行のある少年に対し、20歳以上の者と同様に公開の法廷での訴訟手続によって刑罰を科すことは、少年にとって必ずしも好ましい結果をもたらすとは限りません。未熟で、教育によって改善される可能性の高い少年に対しては、それにふさわしい非公開の手続で、再び非行に及ぶことのないよう教育的な働き掛けを行った上で処分を決めることの方が適当なことが多いと考えられます。

このように、家庭裁判所は、紛争や非行の背後にある原因を探り、どのようにすれば、家庭や親族の間で起きたいろいろな問題が根本的に解決され、非行に及んだ少年が再び非行に及ぶことがないようにしていけるのかということを中心に考え、それぞれの事案に応じた適切妥当な措置を講じ、将来を展望した解決を図るという理念に基づいて創設された裁判所です。

「家庭に光を、少年に愛を」というのが家庭裁判所創設当時の標語であり、「家庭に平和を、少年に希望を」というのがその後で作られた標語ですが、これらの言葉はこうした家庭裁判所の理念・役割を象徴しているものといえましょう。

その後も、家庭裁判所の紛争解決機能の充実が図られていきます。

平成16年4月1日に人事訴訟法が施行され、家庭裁判所は家庭に関する紛争についての訴訟も取り扱うことになり、家庭裁判所が持つ家庭に関する紛争の解決についての知識や専門性を訴訟にもいかすことができるようになりました。また、我が国の家族をめぐる社会状況や国民の法意識の変化に合わせ、平成25年1月1日に家事事件手続法が施行され、家庭裁判所で行われてきた調停や審判の手続について、当事者等の手続保障のための規定や利用者の利便性の向上のための制度を充実させることで、利用者である国民にとって、より利用しやすくなるとともに、家庭裁判所の紛争を解決する機能が、より一層充実することになりました。さらに、平成26年4月1日に国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律が施行され、16歳未満の子が国境を越えて不法に日

本へ連れ去られた場合等における当該子の返還に関する紛争について、東京家庭裁判所と大阪家庭裁判所が取り扱うことになりました。

令和6年7月からは、全国の家庭裁判所で調停期日などの家事事件手続等でのウェブ会議の利用が開始されました。また、令和7年3月からは、家庭裁判所で行われる口頭弁論期日にウェブ会議を利用して参加したり、ウェブ会議を利用して参加した期日で離婚や離縁についての調停や和解を成立させたりすることができるようになりました。今後は、遅くとも令和10年6月までに、家庭裁判所で行われる訴訟や調停、審判の手続について、裁判書類をオンラインで提出したり、申立手数料を電子納付したりすることができるようになる予定です。これらの手続のデジタル化によって、利用者の利便性が高まり、家庭裁判所の紛争を解決する機能が更に充実したものとなることが期待されます。

家庭裁判所の機構と組織

家庭裁判所は、各都道府県庁所在地と函館、旭川、釧路の合計50か所に置かれています。このほか全国203か所に支部が、77か所に家庭裁判所出張所が、それぞれ設けられています。

家庭裁判所の職員として裁判官、裁判所書記官、裁判所事務官等がいる点は他の裁判所と同じですが、このほかに、家庭裁判所調査官（補）と医師又は看護師である裁判所技官がいます。

家庭裁判所調査官は、心理学、社会学、教育学などの行動科学の知見や技法を活用して、事実の調査や調整など、家庭裁判所の科学的機能を担う専門的な仕事をしています。医師（精神科、内科）又は看護師である裁判所技官は、必要に応じて、家事事件の当事者や少年の心身の状況について診断等を行っています。

このほか事件の処理に国民の知識、経験をいかす制度として、家事調停については調停委員制度が、家事審判及び人事訴訟については参与員制度があり、いずれも極めて重要な役割を果たしています。



神戸家庭裁判所



熊本家庭裁判所高森出張所



裁判所職員総合研修所

家庭裁判所の取り扱う事件と手続

家庭裁判所は家事部と少年部に分かれています。家事部では、家庭や親族の問題に関する家事事件及び人事訴訟事件を取り扱っています。また、東京家庭裁判所及び大阪家庭裁判所の家事部では、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（いわゆるハーグ条約実施法）に基づく子の返還に関する事件も取り扱っています。一方、少年部では、非行少年の問題に関する少年事件を取り扱っています。

家 事 事 件

家事事件とは

家事事件手続法その他の法律で定める家庭に関する事件を指し、家事審判事件と家事調停事件の2種類に分かれています。

家事審判事件は、更に家事事件手続法別表第一に掲げる事項についての事件（以下「第一事件」といいます。）と同法別表第二に掲げる事項についての事件（以下「第二事件」といいます。）に分かれています。第一事件には、子の氏の変更の許可、相続放棄、名の変更の許可、後見開始、養子縁組の許可などがあります。これらの第一事件は、公益的性格が強いため、家庭裁判所が後見的な立場から関与するものです。また、一般に当事者が対立して争う性質の事件ではなく、当事者間の合意による解決も考えられないことから、専ら審判のみによって取り扱われています。

第二事件には、親権者の指定・変更、遺産分割、養育費の請求等の子の監護に関する処分、婚姻費用の分担などがあります。これらの第二事件は、当事者が対立して争う性質の事件であることから、第一次的には当事者間の話し合いによる自主的な解決が期待され、審判によるほか、調停によっても取り扱われています。

家事調停の対象となる事件は、家庭に関する事件で、第二事件のほか、夫婦間の離婚が代表的な例として挙げられます。離婚など訴訟の対象となるものは、原則として訴訟を提起する前に家事調停を経ることになっています（調停前置主義）。

家事手続案内

家庭裁判所では、家庭裁判所の手続を利用しやすくするため、窓口を訪れた人の抱えている問題が家庭裁判所の審判や調停の手続によって扱うのに適しているか、適している場合にはどのような申立てをすればよいのかなどについて、説明・案内を行っています。

申立て

家事審判手続及び家事調停手続は、原則として当事者又は利害関係人からの申立てによって始まります。申立てをするには、家庭裁判所に解決してほしい事柄やその他の事情など一定の事項を記載した「申立書」を家庭裁判所の受付に提出します。申立書等は、家庭裁判所の窓口で備え付けてあるほか、裁判所ウェブサイト (<https://www.courts.go.jp/>) で書式をダウンロードできます。申立書の作成など具体的な手続や方法については窓口で説明します。

申立ての際の費用として、所定の手数料（1件当たり800円又は1,200円）と、当事者・関係人に対する通知や連絡のために使用する費用を納めることが必要です。また、申立てに際しては、戸籍謄本等の必要書類を添付する必要があります。

審判・調停の手續

家事審判事件は、家事事件を担当する裁判官が、申立ての際に提出された書類、家庭裁判所調査官の調査結果、自ら行った審問の結果などに基づいて判断します。

その際、国民の中から徳望良識のある者として選ばれた参与員を審判に立ち合わせ、その意見を参考にすることもあります。



家事審判（模擬）

- 1.裁判官
- 2.参与員
- 3.裁判所書記官
- 4.代理人（弁護士）
- 5.当事者

一方、家事調停事件は、裁判官又は家事調停官（弁護士で5年以上その職にあり、最高裁判所から任命された人をいいます。）と国民の中から選ばれた家事調停委員2人以上によって構成される調停委員会が、当事者や関係人から、それぞれの言い分を十分に聴きながら、話し合いを行います。その上で、中立の立場から、双方の利益を公平に考慮し、適切で妥当な解決が得られるようにあつせんをします。

親権や子の監護権をめぐる紛争のある事件などにおいては、多くの場合、家庭裁判所調査官に子の監護状況等についての事実の調査が命じられます。当事者が心理的に動揺し冷静に話し合える状態にならないような場合などには、同じく家庭裁判所調査官に心理的調整が命じられることもあります。これらの調査や調整は、行動科学の知見や技法を活用して行われます。

また、必要があれば、裁判官又は家事調停官は、医師である裁判所技官に当事者の心身の状況についての診断等を命じることがあります。

これらの諸手續の結果、話し合いがまとまれば、調停成立となります。

当事者間に合意が成立する見込みがない場合には調停不成立となり、第二事件であれば、審判手続に移ります。それ以外の調停事件は終了することになります。当事者が訴えを提起することにより、訴訟によって解決が可能な事件もあります（例えば、離婚などについて人事訴訟を提起することができます。）。



家事調査（模擬）

- 1.家庭裁判所調査官
- 2.当事者

- 家事調停（模擬）
1. 裁判官又は家事調停官
 2. 家事調停委員
 3. 裁判所書記官
 4. 家庭裁判所調査官
 5. 当事者



審判・調停の結果

審判事件の場合、審判に不服があるときは、事件の種類にもよりますが、2週間以内に不服申立てをすることにより、高等裁判所による審理を求めることもできます。

不服申立てをしないで2週間が過ぎた場合や、高等裁判所で不服申立てが認められなかった場合等には審判は確定します。

調停事件の場合、全員が合意した場合に成立しますから、不服申立ては予定されていません。

審判が確定し、又は調停が成立すると、その趣旨に応じて、戸籍の届出や金銭の支払を受けることなどができるようになります。審判や調停で定められた金銭の支払等の義務が履行されない場合には、支払等を受ける権利のある人の申出により、家庭裁判所が事情を調べた上で義務の履行を勧告あるいは命令する手続が利用できますし、強制執行の手続も利用できます。金銭の支払についての強制執行に当たっては、権利者が義務者の財産を調査し、何を差し押さえるのかを決める必要がありますが、一定の条件を満たせば、財産開示手続と第三者（金融機関等）からの情報取得手続を利用して義務者の財産状況の調査をすることができます。

ハーグ条約実施法に基づく子の返還に関する事件

日本がいわゆるハーグ条約に加盟したことに伴い、16歳未満の子が国境を越えて不法に日本へ連れ去られた場合等において、子をその常居所地国に返還することを求める子の返還申立事件が、東京家庭裁判所及び大阪家庭裁判所で取り扱われることになりました。

申立てを受けた家庭裁判所は、当事者から提出された書類、家庭裁判所調査官の調査結果、自ら行った審問の結果などに基づいて、子を常居所地国へ返還するか否かを迅速に判断します。また、当事者間に合意が成立すれば、和解や調停によって解決することもできます。家庭裁判所の判断（終局決定）に不服があるときは、2週間以内に不服申立てをすることにより、高等裁判所による審理を求めることもできます。

子の返還を命じる終局決定が確定し、又は和解や調停が成立した後、子が常居所地国へ返還されない場合には、子の返還を求める当事者からの申出により、家庭裁判所が事情を調べた上で義務の履行の勧告をする手続が利用できますし、強制執行の手続も利用できます。

人事訴訟事件

人事訴訟事件とは

人事訴訟法で定める事件を指し、夫婦の離婚、養親子の離縁、子どもの認知、親子関係の存否の確認など、夫婦、親子等の関係をめぐる訴訟をいいます。

人事訴訟のうち代表的なものは、離婚訴訟です。離婚訴訟においては、申立てがあれば、財産分与や子どもの養育費など家事事件の対象となる事柄についても、同時に審理されます。また、離婚に伴う慰謝料を求める訴えがあれば、併せて審理されます。

人事訴訟と家事調停

家事調停は、調停委員会のあっせんにより、当事者の自主的な合意によって争いを解決する手続ですが、人事訴訟は、当事者双方が言い分を述べて、言い分を裏付ける証拠を出し合った上で、裁判官の判決等による解決を図る手続です。家事調停は非公開ですが、人事訴訟は特別な事情がある場合を除いて公開の法廷で行われます。

なお、家事事件の項で述べたとおり、原則として、人事訴訟を提起する前に、家事調停を経ることになっています。

訴えの提起から審理まで

訴訟は、訴えの提起から始まります。訴訟では、訴えを起こす人を原告、訴えを起こされた人を被告と呼びます。

○訴えの提起

原則として、当事者（離婚であれば夫又は妻）の住所地を受け持つ家庭裁判所に訴えを提起します。ただし、その家庭裁判所と人事訴訟を提起する前に家事調停を取り扱った家庭裁判所とが異なる場合に、特に必要と認めるときには、家事調停を取り扱った家庭裁判所で人事訴訟を取り扱うこともあります。

訴えの提起をするには、訴状、手数料、戸籍謄本などが必要です。訴状には、請求の趣旨（判決の結論として求める事項）やその原因となる事実を記載します。

○答弁書の提出

訴えを起こされた人（被告）は、答弁書を提出します。答弁書には、訴状の内容を認めるか認めないかを明らかにし、認めないときには、その理由等を記載します。

家庭裁判所では、定型的な離婚の訴状用紙及び答弁書用紙とそれぞれの説明書を用意しています。

また、裁判所ウェブサイト (<https://www.courts.go.jp/>) で書式をダウンロードすることもできます。

家庭裁判所における主な審理

審理には、口頭弁論、争点・証拠の整理、証拠調べ等があります。

口頭弁論は、原告と被告それぞれが、事前に提出した書面に基づいて主張を述べ、主張を裏付けるための証拠を提出するもの、争点・証拠の整理は、争点を確認し、争点について提出されている証拠を整理するもの、証拠調べは、争点について判断するために、法廷で当事者等から事情を聴く（当事者尋問等）などするものです。

これらの手続には、人事訴訟の審理に国民の良識を反映させるという趣旨から、国民の中から徳望良識のある者として選ばれた参与員が立ち会い、意見を述べる場合があります。また、子どもの親権者の指定などについては、行動科学の知見や技法を有する家庭裁判所調査官に事実の調査が命じられることもあります。



参与員が関与している人事訴訟の裁判（模擬）

1.裁判官 2.参与員 3.裁判所書記官 4.当事者・代理人（弁護士） 5.裁判所事務官

訴訟の結果（判決・和解）

裁判所は、口頭弁論や証拠調べなどの審理をした上で、法律に照らし、判決を言い渡します。判決の内容に不服があるときには、2週間以内に不服申立てをすることにより、高等裁判所による審理を求めることもできます。また、離婚や離縁については、当事者の合意ができれば、和解によって解決することもできます。

判決が確定し、又は和解が成立した後、定められた財産分与や養育費についての金銭の支払等の義務が履行されない場合には、家事事件（審判や調停）と同様に、家庭裁判所が事情を調べた上で義務の履行を勧告あるいは命令する手続が利用できます。強制執行の手続が利用できることも同様です。

少年事件

少年事件とは

20歳未満の非行少年、つまり、罪を犯した少年などの事件をいい、この場合の少年とは男子・女子両方を指します。また、少年のうち、18歳以上の少年を「特定少年」といいます。20歳以上の者の犯罪の場合とは取扱いが違いますので、特定少年の事件を含めて、正確には「少年保護事件」といいます。

事件の受理

家庭裁判所が少年事件として取り扱うのは、

- 1 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年(犯罪少年)
- 2 刑罰法令に触れる行為をしたが、その行為の時14歳未満であったため、法律上、罪を犯したとにならない少年(触法少年)
- 3 18歳未満で、保護者の正当な監督に従わない、などの不良行為があり、その性格や環境からみて、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年(ぐ犯少年)

などの事件です。

家庭裁判所が少年事件を受理する方法としては、司法警察員、警察官、検察官、知事又は児童相談所長からの送致などによるほか、一般人又は保護観察所長による通告、家庭裁判所調査官による報告などがあります。

調査の手続

家庭裁判所が少年事件を受理すると、裁判官は家庭裁判所調査官に調査を命じます。

この調査は、非行の原因や少年の抱える問題を明らかにし、どうすれば立ち直ることができるかを見極めるために、少年の性格、日頃の行動、生育歴、環境等について、行動科学の知見や技法を活用して行われます。

調査の方法としては、少年や保護者その他の関係者を家庭裁判所に呼んで話を聴いたり、心理テスト等を行ったりするほか、家庭裁判所調査官が少年の家や学校等に出向いて状況を見てくることもあります。また、被害の実情



少年調査(模擬)

1.家庭裁判所調査官 2.少年 3.保護者

を詳しく把握するために被害を受けた方からお話をうかがうことがあり、このような調査の過程で、少年の非行の原因となっている問題性に応じた様々な教育的な働き掛けを行います。例えば、少年や保護者に非行に至った要因を考えさせた上で、指導、助言を行います。さらに、少年を老人ホームでの介護活動や地域清掃活動等の社会奉仕活動に参加させたり、犯罪によって被害を受けた方の声を直接聴く講習を受けさせたりして反省を促すこともあります。

これらの調査の過程においては、少年の情操面に配慮するとともに、関係者の秘密が守られるように、十分注意が払われています。



心理テスト（模擬）
1.家庭裁判所調査官 2.少年

家庭裁判所は、少年の処分を適切に決めるためにその心身の状況を更に詳しく調べた方が良いと考えた場合等には、少年を科学的な検査、鑑別の設備がある少年鑑別所に収容することがあります。

少年を少年鑑別所に収容しておくことのできる期間は、通常は最長4週間ですが、一定の事件で証拠調べが必要な場合には最長8週間まで延長されることがあります。

家庭裁判所調査官は、調査の結果を取りまとめて報告書を作成し、その他関係機関に照会した結果等の関係書類とともに裁判官に提出します。

審判の手続

裁判官は調査の結果に基づいて、その少年につき審判を開く必要があるかどうかを決めます。少年が事実を認めており、かつ、事案が軽微、あるいは再非行の可能性が低いなどの理由から、調査のときに行った教育的な働き掛けで十分であり、審判を開いて指導を行う必要がないと判断される場合には、「審判不開始決定」を行って手続を終了させることもあります。

審判には、呼び出しを受けた少年と保護者が出席するほか、付添人（多くは弁護士）、学校の先生、雇主、保護司等が出席することもあります。また、一定の事件で事実認定のため必要がある場合は、検察官が関与することもあります。しかし、刑事裁判のように公開の手続ではありませんので、一般の方の傍聴は認められていません。

審判は、懇切を旨として、和やかに行われるとともに、非行のある少年に対し、自己の非行について内省を促すため、厳しさもある雰囲気で行われています。

なお、調査や審判では、少年に対して反省を促し、再非行を防止するための指導を行うほか、保護者に対しても、責任の自覚を促すなど、少年の更生のために必要な助言や指導を行う場合があります。

処分の決定

裁判官は、調査や審判の結果に基づいて少年の処分を決定します。その種類としては、保護観察官や保護司が少年に対して指導監督や補導援護を行う保護観察のほか、少年をしばらく一定の施設に収容し、少年が健全な物事の見方や規則正しい生活習慣を身に付けることができるように指導を行う少年院送致や児童自立支援施設送致などの保護処分があります。

保護処分にするまでの必要がなく、少年が非行を反省している場合には、これを繰り返すことのないように裁判官が訓戒などの指導をした上で不処分にすることもあります。

また、犯行時14歳以上の少年について、その非行歴、心身の成熟度、性格、事件の内容等から刑事裁判によって処罰するのが相当であると判断される場合には、事件を検察官に送致することもあります。なお、少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させ、犯行時に16歳以上であった場合と、死刑又は無期若しくは短期1年以上の拘禁刑に当たる罪の事件であって、犯行時に18歳以上であった場合は、原則として事件を検察官に送致しなければならないとされています。事件を送致された検察官は、一定の例外を除いて、少年を地方裁判所又は簡易裁判所に起訴しなければならないことになっています。



少年審判（模擬）
1.裁判官
2.裁判所書記官
3.家庭裁判所調査官
4.裁判所事務官
5.少年
6.保護者
7.付添人

以上のような最終的な処分のほかに、試験観察という中間的な措置がとられることもあります。

これは、少年に対する処分を直ちに決めることが困難な場合に、当分の間、家庭裁判所調査官が、少年を家庭においたまま、あるいは適当な施設や個人に預けるなどしながら適切な助言や指導を行いつつ、その行動を観察し、どのような処分が適切であるかを見極めようとするものです。

この場合には、試験観察の結果をみてから前に述べたような最終的な処分が行われることとなります。

被害を受けた方のための制度

家庭裁判所で取り扱う少年事件においては、被害を受けた方への配慮も欠かせません。少年審判では、被害を受けた方への配慮を充実させるため、事件記録の閲覧・コピー、意見陳述、審判期日における審判の状況の説明及び審判結果等の通知の制度が導入されています。また、一定の重大な事件においては、被害を受けた方に審判の傍聴が認められる場合があります。

これらの制度を利用するには、いずれも被害を受けた方からの申出が必要になります。申出書は、家庭裁判所の窓口へ備え付けてあります。

なお、これらの制度とは別に、被害を受けた方の声を調査、審判に反映させるため、被害の実情やお気持ちについて書面で、あるいは家庭裁判所調査官が直接会うなどしてお話をうかがうことがあります。



「温もり」 和泉正敏 作

高松家庭裁判所玄関ホール

裁判所ウェブサイト
<https://www.courts.go.jp/>

